尾鷲市の都市計画関係規定について

区域·用途地域	都市計画区域	都市計画区域外(須賀利町、九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町、
		名柄町、小脇町、古江町、梶賀町)、および山間部を除く区域
	未線引き	市内全域(市街化区域・市街化調整区域の指定なし)
	用途地域	指定なし (全域)
	防火・準防火地域	なし(ただし市内全域 法22条地域)
建蔽率、容積率	建蔽率	70% (三重県条例により角地の緩和あり)
	容積率	200% を限度とする
		※ 全面道路幅員による基準(幅員×6/10)
斜線制限等	道路斜線制限	1:1.5 距離20m
	隣地斜線制限	1:2.5 立上り31m
	北側斜線制限	なし
	壁面後退	なし
	日影規制	なし
その他の地域・地区	臨港地区	港町、朝日町、林町、瀬木山町のうち県道より海側
	景観保護地区	熊野古道(各峠道のみ)沿線(→教育委員会へ)
公共下水道		市内全域なし、排水は合併浄化槽を経由し原則側溝放流とする